



宮 崎 県 公 報

平成29年1月19日(木曜日) 第 2862 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1

告 示

○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定…… (福祉保健課) 2

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の休止…… (") 2

○指定居宅サービス事業者の指定の取消し…… (長寿介護課) 2

○指定居宅介護支援事業者の指定の取消し…… (") 2

○指定介護予防サービス事業者の指定の取消し… (長寿介護課) 3

○民有林の保安林の指定予定… (自然環境課) 3

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について(2件)… (") 3

○道路の区域の変更… (道路保全課) 3

○道路の供用の開始… (") 4

公 告

○鳥獣捕獲等事業の変更の認定… (自然環境課) 4

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見… (商工政策課) 4

○土地改良区の役員の就退任の届出(3件)… (農村整備課) 4

○農地中間管理機構が行う土地改良事業に係る換地計画の認可申請の適当の決定… (") 5

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第2号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年宮崎県規則第52号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(日常生活上必要な行為) 第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 (1)~(4) [略] (5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。) ア・イ [略] (休業補償を行わない場合)	(日常生活上必要な行為) 第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 (1)~(4) [略] (5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者(イに掲げる者 にあつては、職員と同居しているものに限る。)の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。) ア・イ [略] (休業補償を行わない場合)
第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて監獄(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合	第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて監獄(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

(2) [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 新規則第2条の5第5号の規定は、この規則の適用の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

告 示

宮崎県告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ウエハラ	小林市野尻町東麓2658-86	ヘルパーステーション 幸ちゃんの家	小林市野尻町東麓字田子ノ下2657-11	平成28年11月4日

宮崎県告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		取 消 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570500811	訪問介護ステーション生駒の杜	宮崎県小林市南西方7750番地	株式会社人夢創家	宮崎県小林市南西方7750番地	平成29年2月12日	訪問介護
4570500803	デイサービスセンターとむそうや	宮崎県小林市南西方7750番地	株式会社人夢創家	宮崎県小林市南西方7750番地	平成29年2月12日	通所介護

宮崎県告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定を取り消した。

平成29年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		取 消 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570500795	居宅介護支援事業所 生駒の杜	宮崎県小林市南西方7750番地	株式会社人夢創家	宮崎県小林市南西方7750番地	平成29年2月12日	居宅介護支援

準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成29年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社有成会	都城市平江町26号18番地	訪問看護ステーション 侑久之里	都城市平江町26号20番地中村アパートB 101号室	平成28年12月31日

宮崎県告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成29年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成29年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		取消年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570500811	訪問介護ステーション生駒の杜	宮崎県小林市南西方7750番地	株式会社人夢創家	宮崎県小林市南西方7750番地	平成29年2月12日	介護予防訪問介護
4570500803	デイサービスセンターとむそうや	宮崎県小林市南西方7750番地	株式会社人夢創家	宮崎県小林市南西方7750番地	平成29年2月12日	介護予防通所介護

宮崎県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成29年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字岩屋戸1323-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字岩屋戸1323-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第38号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成28年宮崎県告示第767号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場

井上久秋、河野充、株式会社藤原製材所、岩崎広實、橋口英臣、橋口隆吉、金丸喜輝、溝口正直、山本雄二、小倉久信、小路佳年、小路俊廣、小路美智子、松本儀四郎、西村順、川上久

樹、中村哲男、中田ムメ子、中田武雄、田原学、藤原品雄、姫田伸一、矢野善吉

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成28年宮崎県告示第767号によること。

宮崎県告示第39号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成28年宮崎県告示第768号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場

安藤要蔵、河野充、岩村重五郎、久米田重義、高森爲市、黒木甚太郎、小池栄助、赤木熊太郎、中森慶一郎、中村重吉、中村壽一、日向市信用組合

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成28年宮崎県告示第768号によること。

宮崎県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年1月19日から平成29年2月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市北川 町川内名字 大鹿倉山 1 0649番 1 地 先から同市 同町川内名 同字 10649 番 1 地先ま で	旧	5.5～ 5.7	6.5
				新	8.6～ 9.0	6.5

宮崎県告示第41号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 1 月19日から平成29年 2 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市北川 町川内名字 大鹿倉山 1 0649番 1 地 先から同市 同町川内名 同字 10649 番 1 地先ま で	平成29年 1 月19日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の 7 第 1 項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

平成29年 1 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 事業者の名称
株式会社マツダコーポレーション
- 事業者の住所
延岡市松原町 4 丁目8931番地 2
- 事業者の代表者の氏名
松田 秀人

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、川南町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス川南店
児湯郡川南町大字川南 13569-1 他
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成28年12月 8 日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成29年 1 月19日から平成29年 2 月20日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、竹山夷守土地改良区（小林市）の役員の就退任について次のとおり届出があった。

平成29年 1 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大河平 正 浩	小林市細野5137番地
理 事	眞 方 幸 雄	小林市細野5305番地 2
理 事	松 田 春 男	小林市細野4881番地 2
理 事	松 元 美喜男	小林市細野4851番地
理 事	竹 下 和 男	小林市細野4911番地
理 事	山 波 文 男	小林市細野5376番地 1
理 事	迫 昭 二	小林市細野5079番地 2
理 事	谷 山 岩 男	小林市細野5048番地
理 事	坂 下 勇	小林市細野4874番地 2
監 事	児 玉 健一郎	小林市細野5128番地
監 事	松 山 次 春	小林市細野4379番地 5

（任期：平成30年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	児 玉 健一郎	小林市細野5128番地
理 事	坂 下 勇	小林市細野4874番地 2
理 事	松 田 安 弘	小林市細野4881番地15
理 事	牛 根 清 文	小林市細野5082番地 2
理 事	四 藤 真 悟	小林市細野5347番地
理 事	仮 屋 重 典	小林市細野4912番地
理 事	松 元 眞 一	小林市細野5364番地イ
理 事	重 永 敏 宏	小林市細野5382番地 2
理 事	大 河 平 正 浩	小林市細野5137番地
監 事	山 下 一 二	小林市細野5147番地
監 事	下 玉 利 重 明	小林市細野5067番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年 1月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	染 矢 典 幸	宮崎市花山手東 1 丁目 7 番 11 号

（任期：平成31年 3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	小 泉 英 一	宮崎市江南 2 丁目 3 番 2 号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、縦崎土地改良区（高千穂町）の役員の就退任について次のとおり届出があった。

平成29年 1月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	戸 高 生 喜	高千穂町大字押方5361番地
監 事	佐 藤 則 義	高千穂町大字押方5069番地

（任期：平成31年10月18日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	戸 高 生 喜	高千穂町大字押方5361番地
監 事	佐 藤 則 義	高千穂町大字押方5069番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条において準用する同法第52条の 2 第 1 項の規定により、農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社（宮崎市））が行う土地改良事業に係る換地計画（宮崎市、長園原地区）の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年 1月19日から平成29年 2月16日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議を申し出ることができる。

--	--